

亶理都市計画案の縦覧のお知らせ

1 案の縦覧

(1) 都市計画の種類

亶理都市計画道路

(2) 縦覧期間

令和7年1月17日(金曜日)～令和7年1月31日(金曜日)

午前8時30分から午後5時15分(土・日曜日、祝祭日を除く)

(3) 縦覧場所

亶理町役場 都市建設課

住所 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

電話 0223-34-0507

2 意見書の提出

亶理都市計画の変更案については、縦覧期間満了の日までに亶理町長に意見書を提出することができます。

なお、意見書を提出できる方は亶理町に住所がある方(法人を含む)又は利害関係のある方(土地・建物所有者等)です。

< 利害関係のある方 >

- ・計画の案に係る区域内の土地について対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する者及びその土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人とする。(都市計画法第十六条第二項の政令で定める利害関係を有する者)

(1) 提出方法

持参、郵便及びファクシミリのいずれかの方法で提出してください。

(2) 提出先

亶理町役場 都市建設課

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

FAX 0223-34-0530

(3) 留意事項

意見書の様式は自由ですが、次の事項を必ず記載してください。

- ・都市計画の種類
- ・住所
- ・氏名（団体、企業の場合には、その名称及び代表者の氏名）

(4) 提出期限

令和7年1月17日（金曜日）～令和7年1月31日（金曜日）までです。

※郵便の場合には、提出期限内の消印のあるものが有効となります。

(5) 意見書の取り扱い

都市計画の変更を行う際は、亶理町都市計画審議会の審議を経ることとされており、提出されたご意見につきましては、氏名等の個人情報を除き、その要旨を審議資料の1つとして提出いたします。

3 お問い合わせ先

亶理町都市建設課

電話 0223-34-0507